

## パブリック・コメント手続（意見募集）

地方分権一括法（第１次～第３次）に基づき  
整備した条例の見直しについて（高齢者関係）

### 意見募集期間

平成 29 年（2017 年）

11 月 10 日（金）～12 月 1 日（金）

お問い合わせ先：福祉部指導監査課

電話 046-822-8443（直通）

福祉部高齢福祉課

電話 046-822-8402（直通）

横 須 賀 市



## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## パブリック・コメント手続にあたって

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」（第1次～第3次）による老人福祉法、社会福祉法及び介護保険法の一部改正に伴い、国の省令で定められていた「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」ほか12基準を、平成25年4月1日及び平成27年4月1日、本市条例で決めました。

今回、条例の附則に定める施行後5年以内の見直しの規定に基づき検討した結果、次のとおりの対応を検討しています。

つきましては、この見直しの内容について、市民の皆様のご意見等を募集します。

### 【目 次】

|                      |   |
|----------------------|---|
| ◆ 条例の見直し内容について ..... | 2 |
| ◆ 意見の提出方法 .....      | 5 |

## 1 見直しによる対応

### ①条文の表記方法の変更

(理由)

今回の見直しにより、省令改正施行日より制度改正に対応でき、市民の皆様から意見を募集する時間的余裕が持てるようになり、また、本市の独自基準がわかりやすくなります。今回の見直し後は、国の省令についても本市ホームページに掲載し、省令が改正された場合は、市民の皆様に改正内容をお知らせするとともに、本市の対応方針について意見募集を行います。

## ②重要事項についての同意の書面化

| 現行の内容                                                                          | 改正後の内容                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業者は、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 | 事業者は、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を <u>原則として書面</u> で得なければならない。 |

(理由)

事業者が重要事項について、利用申込者から同意を得たことを客観的に明確にするためです。

## 2 見直す条例

### (1) 軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例

見直しの結果、1の①の改正を検討しています。

### (2) 養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例

見直しの結果、1の①の改正を検討しています。

### (3) 特別養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例

見直しの結果、1の①の改正を検討しています。

### (4) 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例

見直しの結果、1の①及び②の改正を検討しています。

### (5) 指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例

見直しの結果、1の①及び②の改正を検討しています。

### (6) 指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例

見直しの結果、1の①及び②の改正を検討しています。

(7) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例  
見直しの結果、1の①及び②の改正を検討しています。

(8) 指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準等を定める条例  
見直しの結果、1の①及び②の改正を検討しています。

(9) 介護老人保健施設の人員等に関する基準を定める条例  
見直しの結果、1の①及び②の改正を検討しています。

(10) 指定介護療養型医療施設の人員等に関する基準を定める条例  
見直しの結果、1の①及び②の改正を検討しています。

(11) 指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例  
見直しの結果、1の①及び②の改正を検討しています。

(12) 指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例  
見直しの結果、1の①及び②の改正を検討しています。

(13) 地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例  
見直しの結果、1の①の改正を検討しています。

### 3 施行日

平成30年4月1日（予定）

## 意見の提出方法

1 提出期間 平成 29 年（2017 年）11 月 10 日（金）から 12 月 1 日（金）まで

2 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（１）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（２）（市内在学の場合）学校名・所在地

（３）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（４）（本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○あて先

①福祉部指導監査課（（４）指定居宅サービス～（12）指定介護予防支援）

②福祉部高齢福祉課（（１）軽費老人ホーム～（３）特別養護老人ホーム、（13）地域包括支援センター）

○次のいずれかの方法により提出してください。

（１）直接持ち込み

・①福祉部指導監査課（横須賀市役所分館 1 階 2 番窓口）

②福祉部高齢福祉課（横須賀市役所分館 2 階 2 番窓口）

・市政情報コーナー（横須賀市役所 2 号館 1 階 34 番窓口）

・各行政センター

（２）郵送

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

①横須賀市役所 福祉部指導監査課

②横須賀市役所 福祉部高齢福祉課

（３）ファクシミリ

0 4 6 - 8 2 7 - 0 5 6 6（福祉部指導監査課）

（４）電子メール

[in-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:in-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp)（福祉部指導監査課）

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。